

クラス3 (P&I)メンバー各位

船員に関する国際海事機関(IMO)と国際労働機関(ILO)の共同ガイドライン (IMO and ILO Joint Guidelines on Seafarers)

IMOの法律委員会は、第83会期で次の2題目に関する決議と関連ガイドラインがIMO会議で採択されILO理事会で承認されるよう促すことを決めた。

1. 船員の(殊に外地での)遺棄に備える金銭的保証の設定。
2. 船員の身体傷害や死亡に対する契約上の補償請求に関する船主の責任。

両機関は今年11月の会合で同決議とガイドラインをともに採択し承認した。2組の決議とガイドラインの策定は国際運輸労連の提議に応じてなされたものである。

2組のガイドラインの主要点は次のとおりである。

(1) 船員の遺棄に備える金銭的保証の設定

- 船主は船員が遺棄された際の金銭的保証を設け、そのような保証設定の証明を本船上に備えおくべきこと。
- 船員は保証に対する直接訴権を有すべきこと。
- 保証の対象は次のとおりであること。
 - 送還費用。
 - 遺棄期間中船員が支出する生計費や経費。
 - 未払い報酬。
- 保証設定を証明する上での要件。

本問題の討議中、船主が支払い不能におちいったため遺棄された船員の生計費や送還費用の補償その他のリスクは、国際グループ所属のP&Iクラブで担保されぬことが明らかになった。

(2) 船員の身体傷害や死亡に対する契約上の補償請求に関する船主の責任

- 船主は船員の被る身体傷害や死亡に対する契約上の補償義務を果たすために十分な保険その他の金銭的保証を手配し、そのような保証設定の証明書を本船上に備えおくべきこと。
- 正当な補償請求には直ちに応え全額を支払うこと。
- 保険については次の事項が遵守されるべきこと。
 - 保険が解約される場合には前以て、また保険が更改されない場合には直ちに、それぞれ船員に通知すること。

- 証書の有効期間中に補償請求のすべてを精算すること。
- 保証設定を証明する上での要件。

決議案とガイドラインはIMOとILOの合同専門作業部会で起草された。同作業部会は、船員の死亡、身体傷害、遺棄に対する補償請求に関する責任や金銭賠償にまつわり発生し得る諸問題の範囲を評価し査定するために設置された。

「船員の身体傷害または死亡に対する補償請求」に関する作業部会の席上、そのような補償請求は重大な問題を生むおそれのないこと、また船員の補償請求は国際グループ所属のP&Iクラブで公正かつ効果的に、また迅速に処理されていること、が明らかにされた。そのうえ船主責任保険の付保証明を船上に携行するよう定めたIMOの決議、およびIMOが最近採択した関連ガイドラインは船員の賠償請求に充分適切に対応できるよう備えられたものであることから、この上本問題でさらに決議やガイドラインを策定する必要はいささかもないとの申し立てがなされた。

このような主張にもかかわらず、新たな決議とガイドライン策定作業を開始することに決まった。

残念ながら発表されたガイドラインはその効用性のみか実用性も疑わしい。国際グループ所属P&Iクラブは船員各自に通知を出すことの不可能なこと、また船員の補償請求は常にクラブのルールと(控除条項を含む)加入条件に従い処理されるゆえ船員各個への支払いを(一律に)保証することはできないこと、を指摘した。

このことは、国際グループ所属P&Iクラブでは2組のガイドラインで要求されているような証書を発行することのできないことを意味する。

これら2組の決議とガイドラインは2002年1月1日に発効する。しかしそれら自体には強制力はないため、国内法に取り入れられるまで法的効力は生じない。

故に国家側でガイドライン履行の強制措置を取らぬかぎりメンバー各位には何らなすべきことはない。

これら決議とガイドラインに関し貴国当局で何らかの措置が講じられるようなことがあれば、マネジャーまでお知らせくださるようお願い申し上げます。

以上

同様のサーキュラーが他の国際グループ所属P&Iクラブからも発行される。